## 主 文 原判決を取り消す。 本件を名古屋地方裁判所に差し戻す。

事実

控訴人訴訟代理人は、主文同旨の判决を求め、被控訴人指定代理人は、本件控訴を棄却する、訴訟費用は控訴人の負担とする、との判决を求めた。

当事者双方の事実上、法律上の陳述は、控訴人において、

租税債務の確定は、納税者の申告(または、課税庁のなす决定)、更正、再更正、再々更正等の処分、その間になそれる異議の申立、審査請求等一連の手続になるれ、課税庁のなす右各処分は前行所分を後行処分が消滅させつつ新たな課税標準額等を決定してゆくもので、前の処分は前の処分として有効としていからこれを最終的に眺めると、前の処分は後の処分の中に吸収化体されて自れ後の処分の中に埋没してその外形を消滅し、後の処分は前の処分を吸収して新たな処分との中に埋没してその外形を消滅し、後の処分は前の処分を吸収して新たな処分とのの姿を顕示したものであるということができる。それは、本人にういてものであるとができる。とれない。と補足したほか、原判は、事実摘示と同一であるから右記載をここに引用する。

理由

二、 控訴人が、本件訴状を昭和四四年一二月一一日名古屋地方裁判所に提出し、その請求の趣旨および原因が原判決事実摘示のとおり(原判決一枚目裏一〇行目から同三枚目表九行目まで)であつたこと、次いで昭和四五年三月二四日午前一〇時の原審第三回口頭弁論期日において訴状訂正の申立書と題する書面に基づき前記訴状における請求の趣旨および原因に訂正を加える陳述をなし、その内容が原判決事実摘示のとおり(原判決三枚目表末行から四枚目表九行目まで)であつたことは本件記録上明らかなところである。

控訴人は、訴状において昭和四二年九月二五日付更正ならびに賦課決定を取り消すとの裁判を求めていたところ、後に昭和四四年一月二七日付再々更正ならびに賦課決定の取消しを求めることに変更したのは、訴状の記載を訂正したものにすぎ、い旨主張するけれども、前段認定事実および右本件訴状の記載内容を綜合すれば完正の日付裁決があつた後三カ月の出訴期間内に当初の更正等に対して知道を訴求すれば所期の救済を得られるものと誤解し、本件訴状の請求の趣旨に昭和四二年九月二五日付更正ならびに賦課決定を表示したが、後日その誤りに気付き訴状に正の申立をなしたものと推認することができる。してみると、控訴人の本訴に正正取消しを求める行政処分は、訴状訂正の前後において別個のものであり、訂正申立前の請求の趣旨を訂正後のもののたんなる誤記と解することはできず、右変更は行

政処分の表示の訂正の限度を超えたものであり、訴の交替的変更と目すべきものである。したがつて、控訴人の前記主張は採用することができない。

三、次に、控訴人は右訴状訂正申立は交替的に訴を変更したものであると主張するところ、上記認定の事実関係によれば、控訴人は右訴状訂正申立により昭和四五年三月二四日において昭和四二年九月二五日付更正等取消しの訴(前訴)を取り下げ、昭和四四年一月二七日付再々更正等取消しの訴(後訴)を提起したものと認められ、これが訴変更の要件を充足していることは多言を要しない。

〈要旨〉被控訴人は、右後訴は出訴期間経過後に提起されているから不適法である と主張し、右訴の変更が前記再〈/要旨〉再更正等についての審査請求に対する裁決が 控訴人に送達された昭和四四年一〇月二〇日頃から出訴期間たる三カ月を遥かに経 過した同四五年三月二四日になされたものであることはさきに述べたとおりであ る。しかしながら、本件更正、再更正および再々更正の各処分は一応は別個独立の 処分ではあるが、元来は全く無関係なものということはできず、課税庁の調査の進 行に伴い、後行処分が前行処分を消滅させつつ新たな課税標準を決定してゆくもの で、前行処分は後行処分の中に吸収され、一たんは消滅しながらも後行処分の中に いわば復活するという特殊の関係に立つものである。しかして、本件においては控訴人が前記更正および再々更正につき違法原因としているところが全く同一の事由 (訴状請求原因第二項すなわち原判決二枚目裏七行目から三枚目表六行目までの記 載の事実が存在することを課税庁が認定したこと)であることは前記のとおりであるから、その限りにおいて、更正に対する取消しの前訴というも、再々更正に対す る取消しの後訴というもその実質は同一の訴であるといつて何ら妨げないのであ されば、更正に対する取消しの訴が再々更正に対する取消しの訴についての出 訴期間内に提起されている以上、これによってその時点において控訴人の再々更正 の違法を争う意思が明確にあらわされているから、たとえ、訴変更による後訴の提 起が出訴期間経過後であつても右後訴は適法というべきである。すなわち、控訴人 は右再々更正についての審査請求に対する裁決があつた後三カ月内に右更正等取消 しの訴(前訴)を提起しているのであつて、これにより後訴の出訴期間が遵守され しの訴(削訴)を提起しているのである。、これにより後訴の田訴期间が遅ずされたものということができるのである。被控訴人は、本件前訴はその提起の時において既に訴の対象を欠き出訴期間を徒過した不適法な訴であり、かかる不適法な前訴の提起された時に後訴が提起されたものとして取り扱うことは許されないと主張し、前訴が被控訴人主張のとおり不適法であることは前記認定から明白であるけれとも、前訴の不適法はこれにおいて控訴人が前後訴を貫通し両者を実質的に同一のとなるとよりない。 訴たらしめている違法原因を主張した事実を何らそこなうものではないから、それ だけで右結論を動かし得るものではない。被控訴人の右主張は採用できない。よつ て、本件後訴は適法に提起せられたものというべきである。

四、以上説示のとおりであるから右と異なる原判決を取り消し、本件を第一審裁判所たる名古屋地方裁判所に差し戻すこととし、民訴法三八八条に従い主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 伊藤淳吉 裁判官 宮本聖司 裁判官 菊地博)